

南相木村学びを支える応援給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、影響が長期化している状況下において、様々な制約や不安を抱えながら学ぶ学生を応援することを目的に実施する学びを支える応援給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学、専修学校及び高等専門学校並びに予備校をいう。ただし、予備校にあつては大学進学を目的とした進学予備校に限る。
- (2) 大学生等 南相木村を離れて大学等に在籍する者をいう。ただし、平成15年4月1日以前に生まれた者に限る。
- (3) 保護者 大学生等の生計を維持する者をいう。

(対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学生等が令和4年9月1日現在において、大学等に在籍していること。
- (2) 保護者が令和4年9月1日現在において、南相木村の住民基本台帳に登録されていること。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、大学生等1人につき10万円とする。

(給付金の支給申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする大学生等又は保護者（以下「申請者」という。）は、南相木村学びを支える応援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 大学生等の在学証明書
- (2) 振込先を証明する書類（大学生等又は保護者名義の通帳等の写し）
- (3) その他村長が必要と認める書類

(給付金の支給申請開始日及び支給申請期限)

第6条 給付金の支給申請開始日は、令和4年10月1日とする。

2 支給申請書の提出期限は、やむを得ない場合を除き、令和5年2月28日必着とする。

(給付金の支給決定)

第7条 村長は、第5条の規定により申請があったときは、速やかに内容を審査した上で支給の可否を決定し、南相木村学びを支える応援給付金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（給付金の支給）

第8条 村長は、前条により給付金の支給を決定した場合は、申請者が指定した金融機関の口座に給付金を振り込むものとする。

（給付金の返還）

第9条 村長は、申請者が虚偽の申請その他不正な手段により給付金の支給を受けたと認められるときは、当該給付金を返還させることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第10条 給付金の支給を受ける権利を、譲渡又は担保に供してはならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月30日から施行する。